

## 令和元年度第1回富良野市中小企業振興促進審議会議事録

日 時) 令和2年1月29日(水) 午後3時00分～午後5時02分

場 所) 富良野市保健センター2F 研修室

出席委員) 平沢幸雄、大玉英史、市村英規、杉谷久己、吉田幸生、奈良定雄、佐藤仁寿、  
荒木美恵子、福井早苗、山崎時枝

事務局) 後藤部長、本田課長、上堀主幹、澤田係長、増田

### 1. 開会(上堀主幹)

- ・ 本日は、審議委員10人全員が出席をいただいている。富良野市中小企業振興条例施行規則第16条の規定に基づき、会議が成立していることを報告する。

### 2. 辞令交付

### 3. 市長挨拶(代理:石井副市長)

- ・ 富良野市中小企業振興総合補助制度については、市内の中小企業者向けの融資制度、また補助金制度について、委員の皆さんからのご助言をいただき、中小企業者にとってより使いやすい制度となってきている。
- ・ 制度開始からこれまでに、開業支援として約50件の実績を挙げてきており、そのうち中心市街地では40件程度の新規開業に補助事業が活用されてきている。
- ・ また、昨今、全国的な企業の人手不足の傾向と同様、市内においても労働力人口の減少が懸念されており、この審議会においても学卒者の地元就職やUIターン者の住宅支援に関する支援など議論いただきいてきている。
- ・ 今後とも事業者ニーズに即した制度改正について、審議会でご審議いただき、商工業発展に寄与できるようご協力いただきたい。

### 4. 議 事 議案第1号 会長の選出について

(上堀主幹)

- ・ 本日の審議会において会長選出を行う。
- ・ 会長の選出にあたっては、委員の互選により決定することとなっているが、会長が選出されるまで慣例により副市長が進行を行う。

(石井副市長)

- ・ 会長職は委員の互選により決定ということだが、推薦等があれば発言願う。  
(杉谷委員から、平沢委員を推す発言あり)
- ・ 杉谷委員から平沢委員を推薦いただきましたが、いかがか?  
(異議なしとの声あり)
- ・ 異議なしと認め、審議会の会長を平沢委員とする。

## 5. 会長挨拶

(平沢会長)

- ・ 新たな任期ということで、新しい委員の方も加わり、改めて審議会委員の皆様へのご理解ご協力をお願いしたい。
- ・ 昨今、人手不足の話題がどこの地域でもあがっている。市内においても各事業所で採用が困難となっている状況にある。
- ・ 全国地域ブランド調査第1位となった道内都市においても、周辺町村へ転出が進み、労働力人口が減少し、宿泊業など観光客の受入れに苦勞しているようである。
- ・ 人口の少ないまちでも、子育てのしやすさ、医療の充実など人を引き付ける魅力があれば、人口が増えている事例がある。
- ・ 市内では、これまでの経営主であった方々が、いま 60代、70代となっており、その後を受け継ぐ人材がないことが心配である。
- ・ 今後、企業の持続的な発展につながるよう、人材支援のあり方についても、委員の皆さんからご意見をいただきながら議論していきたい。

## 6. 報告事項

(報告事項、事務局より説明、以下質疑のみ記載)

### (3) 中小企業振興総合補助金の執行状況について

(杉谷委員)

- ・ 令和元年度の補助金の執行状況について、49.7%となっているが今後の見通しはどうなっているのか。

(事務局)

- ・ 執行率は例年並みであり、年度内の申請予定や事業相談が来ている状況で、今後執行率は上がる見込みである。予算額については、補助金メニューごとの予算をつけているが、補助金の予算総体の中で必要な部分に充てることができるようにしており、事業の申請があれば柔軟に対応したい。

## 7. 議 事 議案第2号 富良野市中小企業振興総合補助金の制度改正について

(事務局より説明、以下質疑のみ記載)

(大玉委員)

- ・ いま、女性労働力の地区外への流出や自治体間での賃金格差などが取りざたされている。新規開業・新事業展開支援事業の改正において、今回の雇用補助金額と資料にある企業振興促進条例による雇用補助金額に差があるが、これについて説明願う。

(事務局)

- ・ 企業振興促進条例は、補助要件として固定資産税評価額 2,000 万円以上の設備投資を行い、かつ 3 人以上うち市民 2 人以上を新たに雇用した場合に、固定資産税

及び都市計画税相当額の2分の1と住民登録のある雇用人数分に対する補助を行うものである。一方、新規開業・新事業展開支援事業は、開業等に際して市民2人以上を雇用することが要件であり、開業等にかかる事業費の2分の1と新たな雇用人数分に対する補助である。前者は後者と比べて設備投資の規模が大きく、それに対する補助金額も大きくなることをご理解いただきたい。

(大玉委員)

- ・ 事業所の規模に応じて補助金額が異なる感がある。意見として申すが、今回改正分のベースとなる補助金額を企業振興条例の金額に近づけるべきでないか。

(事務局)

- ・ 金額の違いに対するご意見として受け止めさせていただく。

(市村委員)

- ・ 議事の順番を遡るが、これまでの補助事業の執行に関して、支援を受けたが事業を途中で断念したような事例はあったか。

(事務局)

- ・ 事業拡大支援事業は、事業完了後もフォローアップ調査を行い、事業効果を確認しており、廃業などの事例はない。その他の事業も、少なくとも補助事業を継続している間の経営不振による廃業はない。

(杉谷委員)

- ・ 先ほど大玉委員が言われた企業振興条例の補助金額との差についてだが、やはり事業所の規模により給与が違うから、雇用の補助金額にも差がついていると捉えられる。また、市外からの転入者への補助金額を上乗せする必要性は何か。

(事務局)

- ・ いま比較されている新たな雇用に対する補助金額は、給与など人件費を根拠としたものではなく、雇用創出の考えから雇用人数を基準として補助金額を算出する考えである。また、転入であれば引越し費用など、市内在住者と比べてもかかる経費が多いことから上乗せする考えである。

(平沢会長)

- ・ 私は企業振興促進条例審査委員会の審査にも携わっており、企業振興の雇用に関しては、十数年も前から制度が変わらずにきていた経過がある。もともとは企業誘致や地元企業の事業拡大により、地元の雇用を拡大するねらいがあったことから、雇用に対する補助という考えでこれまできている。しかしこの間、雇用情勢は変化し、企業誘致等によって新たに企業が地元で採用しようとしても人手不足によりなかなかできないのが実状である。そこで今回、企業が採用にかかる期間を延長したり、市外から人材確保を促すよう制度を改正したものである。

(吉田委員)

- ・ インバウンドの来訪によりホテルが次々建設され、働く人材が必要だが、ニセコの方が給与が高く、人手がとられている。外国人の採用に対して、補助金は使え

るのか。今後はそこをどう考えていくかだと思う。

(事務局)

- ・ 永住ビザを取得している外国人であれば補助金の対象となる。外国人への対応は今後の検討課題と捉えている。

(奈良委員)

- ・ 今回の制度の改正では、転入者に対して補助金額を増額しているが、市内在住者を転入者の金額に近づけるべきではないか。

(事務局)

- ・ 企業振興条例の改正と同様に、市内における人材確保が難しく、市外から採用した場合、就業者や企業の負担を考慮して補助金額を増額していることにご理解いただきたい。

(佐藤委員)

- ・ 企業振興促進条例といま協議している新規開業・新事業展開支援事業は、各々制度の趣旨が違うものであり、補助金額の違いはもともとあるものであると認識している。事業拡大支援事業については、申請者が会議所・商工会の支援の下で経営計画書を作成することとなっているが、計画どおりに進まなかった場合、補助金の返還などあり得るのか。

(事務局)

- ・ 補助事業実施の翌年に会議所・商工会を通じて事業効果を確認しているが、状況を把握しながら経営指導員と連携して必要な助言指導に努めており、補助金交付要綱に反することのない限り、返還など求めている。

(荒木委員)

- ・ 市内在住者と市外からの転入者の差について、金額だけを見るとその差に疑問が生じてしまうので、分かりやすいように制度の周知をしてもらいたい。

(事務局)

- ・ 制度の趣旨を理解してもらえよう、その周知について配慮していきたい。

(福井委員)

- ・ 今回の制度改正については、いまの議論の中で理解させていただいた。補助メニューにある新規出店家賃補助事業などは過去に活用できないケースもあったが、補助の考え方について伺いたい。

(事務局)

- ・ 店舗新築改修費等補助事業や新規出店家賃補助事業は、汎用性の高い事業であり業種を限定した中で対応してきているところである。いまお話されたケースは、市内でも市民向けの需要があり、補助対応する必要性があると判断し、以前この審議会の中で協議して、現在は対応する方向で改正されてきている。

(山崎委員)

- ・ 新たに人を呼び込むためには、制度改正することで補助金額に差が生じることは

理解した。地域に少しでも人口が増える方向になればいいと思う。

(平沢会長)

- ・ 冒頭でもお話したが地域の人口を増やすためには、地域医療、住宅支援などあらゆる面から支援が必要であり、本審議においてもそういった趣旨を踏まえて、改正する方向でご理解いただきたい。
- ・ これまで各委員からご意見いただいたが、全体として今回の制度改正について、この内容で結審することによろしいか。

(委員全員了承)

(平沢会長)

- ・ それでは本審議会の審議を経て、改正案のとおり答申することとする。

## 8. その他

(平沢会長)

- ・ その他、委員の皆さんから何かありますか。

(市村委員)

- ・ これは要望として受け止めてほしいが、今回の改正内容や最近の流れを見ると、新たに事業を始める方への支援が手厚くなってきている。事業者全体を考えたときに、一部の支援に留まり逆効果にならないよう十分配慮してもらえればと思う。
- ・ 国の働き方改革が進められているが、言われるとおりにすれば規模の小さな会社は潰れてしまう。そういった部分に対してソフト面からの支援も必要と考える。

(平沢会長)

- ・ 本審議会については、これで閉会とします。

## 9. 閉会（午後 5 時 02 分終了）